

## 群馬県市町村総合事務組合・群馬県市町村公平委員会・ 群馬県町村会等の概要及び運営管理

### 1 群馬県市町村総合事務組合の概要

【平成2年10月1日設立】

地方自治法第284条に規定する一部事務組合で、県内市町村等（35市町村24一部事務組合1広域連合）で組織している。

【主な事業内容】

- ① 市町村等職員への退職手当の支給
- ② 業務中に被災した非常勤消防団員等への損害補償
- ③ 非常勤消防団員への退職報償金の支給
- ④ 殉職等した消防団員又は消防吏員への賞じゅつ金の支給
- ⑤ 自然災害で被災した住民への災害弔慰金の支給・災害援護金の貸付
- ⑥ 業務中に被災した市町村等の議会議員や非常勤職員への損害補償
- ⑦ 業務中に被災した公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師への損害補償

### 2 群馬県市町村公平委員会の概要

【令和2年4月1日共同設置】

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、県内市町村等（24市町村20一部事務組合1広域連合）で公平委員会を共同設置している。

【主な事業内容】

- ① 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- ③ 職員からの苦情の処理に関すること。
- ④ その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務（職員団体の登録等）

### 3 群馬県町村会等の概要

#### (1) 群馬県町村会

【昭和22年9月12日創立】

県内23町村で組織している。

【主な事業内容】

- ① 連絡上必要な各種会議の開催
- ② 町村の行財政に関する調査研究
- ③ 関係機関との連絡調整

- ④ 町村長及び関係職員を対象とした研修会の開催
- ⑤ 広報紙（群馬自治）の発行
- ⑥ 地方自治に関する資料の作成・配布
- ⑦ 町村等の財産の損害補填
- ⑧ 町村等職員の生命保険及び個人年金事業
- ⑨ 町村等が所有する建物の火災等による損害に対する共済事業
- ⑩ 町村等が所有する自動車の事故による損害に対する共済事業
- ⑪ 町村等職員の住宅の火災等による損害に対する共済事業
- ⑫ 町村等職員の自動車の事故による損害に対する共済事業

## （２）群馬県町村議会議長会

【昭和25年2月23日創立】

県内23の町村議会議長で組織している。

【主な事業内容】

- ① 連絡調整のために必要な各種会議の開催
- ② 町村議会議員又は関係職員等を対象とした研修会の開催
- ③ 町村議会の制度・運営及び地方自治に関する調査研究
- ④ 関係方面との連絡折衝
- ⑤ 各種資料の収集、作成及び配付
- ⑥ 町村議会議員及び関係職員を対象とした福利厚生事業

## 4 団体及び事業の運営並びに人事管理

各団体は、それぞれ独立した組織であるが、設立の経緯やいずれも県内町村に関連した事業を行う団体であることから一体的に運営を行っている。

職員（令和4年4月1日現在の職員数は8名）は、全て群馬県市町村総合事務組合職員（地方公務員）として採用され、業務命令により群馬県町村会又は群馬県町村議会議長会の事務にも従事している

人事は、群馬県市町村総合事務組合が所掌し、群馬県町村会及び群馬県町村議会議長会を含め職員の異動を行っている。